

---

## 総務省消防庁消防団協力事業所について

---

平成 29 年度より、総務省消防庁消防団協力事業所の認定単位が、個々の本店・支店以外に、会社全体としても対象となりました。

例：A 社 a 支店、A 社 b 支店を消防庁消防団協力事業所として認定する場合、a 支店、b 支店としての認定以外に、A 社としての認定も対象となりました。

---

## 総務省消防庁消防団協力事業所の自薦について

---

これまで、消防庁消防団協力事業所の認定は市町村を通じたの推薦のみでしたが、本年は、消防庁への直接の自薦受付をいたします。

必要書類にご記入のうえ、下記アドレスまでお送りください。

H29 年度新規推薦 締切り：2017/12/4（月）

あて先：[syobodan@m1.soumu.go.jp](mailto:syobodan@m1.soumu.go.jp)

必要書類：[功績調書.docx](#)

認定要件

- 1 市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- 2 事業所等に相当数の消防団員がいること（目安として概ね 1 割、従業員等数による）
- 3 消防関係法令上の違反がないこと
- 4 消防団活動への配慮等に関して内規・社是に定める等により全国の模範となる団員確保に関する協力を行っていること、又は消防団活動に協力することにより地域の防災力の充実強化に寄与していること

皆様の御推薦をお待ちしております。

